

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年香川県条例第8号）

- 1 消費者安全法（平成21年法律第50号）の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項については内閣府令で定める基準を参酌して条例で定めるものとされたことから、この条例を制定することとした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

### ◇職員の退職管理に関する条例（平成28年香川県条例第9号）

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、改正後の地方公務員法において条例により定めるものとされた退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第10号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第11号）

- 1 船舶等を放置するなど、港湾施設の機能が妨げられる事象が見られることから当該事象の防止措置等を講ずる等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとした。

### ◇香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第12号）

- 1 貸付けの対象者に係る規定について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第13号）

- 1 看護学生修学資金の貸付けを受けた者の県内の医療施設等への就業をより効果的に促進するため、その返還の債務の免除対象の拡大を行う等の所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第14号）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、知事が指定する居宅サービスである通所介護のうち利用定員が一定数未満であるものについては、

今後は地域密着型サービスとして市町の長が指定することとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第15号）

1 興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準を定めた国の技術的助言が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例及び美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第16号）

1 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）の一部が改正されたこと等を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第17号）

1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正され、建築物の避難安全性能に関する国土交通大臣の認定に係る対象を主要構造部が準耐火構造であるもの等に限定しないこととする等、避難関係規定が合理化されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年6月1日から施行することとした。

◇香川県流域下水道条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第18号）

1 香東川流域下水道が公共下水道に移行するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第19号）

1 生徒数の継続的な減少や社会情勢の変化に的確に対応するため、平成21年10月に策定した「県立高校の再編整備基本計画」に基づき、学校の活力の維持や人材育成、社会の変化に対応した学校・学科の望ましい配置などの観点から、香川県立小豆島高等学校及び香川県立土庄高等学校の再編整備並びに香川県立観音寺中央高等学校及び香川県立三豊工業高等学校の再編整備を行うことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第20号）

1 平成28年12月1日の民生委員の一斉改選に向け、地域の実情を踏まえた適切な定数を定める必要があるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年12月1日から施行することとした。

◇香川県建築審査会条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第21号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により、建築基準法（昭和25年法律第

201号)の一部が改正され、建築審査会の委員の任期に関して必要な事項は、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、当該任期等を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第22号）

1 知事の権限に属する事務のうち、高松市が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第23号）

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第24号）

1 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第25号）

1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、知事が本人確認情報を利用できる事務が拡大されたことに伴い、条例で定める当該事務のうち同法で定めるものと重複するものについて削除するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県情報公開条例及び香川県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第26号）

1 総務省設置法（平成11年法律第91号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年香川県条例第27号）

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第28号）

1 地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の一部改正に伴い、常勤の職員との均衡を考慮し、この条例による傷病補償年金等と他の法令による年金たる給付との併給の調整について、所要の改正を行うこととした。

2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第29号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第30号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第31号）

- 1 特定期間において県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の規定により、当該特定期間について、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額に財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額から財政安定化基金から生ずる収入の見込額の3分の1に相当する額を控除して得た額とされており、平成28年度及び平成29年度における当該割合を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第32号）

- 1 子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備等を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施する目的で設置された香川県子育て支援対策臨時特例基金の設置期限を平成29年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第33号）

- 1 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部が改正され、行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、異議申立ての廃止、審理員制度の導入等がされたこと、併せて行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により関係法律が整備されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。